

# 相談事例

ID: 02-01-024

## 相談タイトル

外構工事が未済で引渡しを受けた住宅の工事完了について

## Q：ご相談内容

住宅メーカーと外構工事を含め住宅新築工事の工事請負契約を締結。外構工事未完成のまま、住宅本体の引き渡しを受けたが、その後、金額面でトラブルになり外構工事を進めてもらえない。当初の予定より使用する砂利の量が増えたことなどを理由に追加請求を受けている。また、見積もりに含まれている隣との境界フェンスについても追加で請求を受けている。契約書に工事項目や金額の記載があり、それ以上の請求については応じられない旨伝えたところ、工事がストップしてしまっている。引き続き工事を進めてもらうにはどうしたらよいか。

## A：回答

工事を実施している設計図書（図面、仕様書等）に変更や異なる内容が生じる場合には発注者・請負者において協議を行い工事費用なども含め、対応を図ることとなります。特に設計図書等に変更が無いなかで、単に工事費の追加請求を受けていると言うことであると、応じる必要はありませんので、引き続きの工事の履行を求めて下さい。口頭で要求しても実施しないのであれば、期限等をも受け、内容証明郵便など書面で工事履行の要請を行うことが良いと思います。それでも履行しないようであれば、法的な対応も考慮し、弁護士等に対応方法などを相談することが良いと考えます。